

対=対象 定=定員、定数 料=料金、費用 ※料金について記載のない催しは入場無料(参加無料) 申=申し込み 問=問い合わせ 開=開所時間  
 休=休所日 手=手話通訳 要=要約筆記 F=FAX 担=市の担当課 共通=共通の内容 ★申し込みはがき「基本事項」の記入方法は11ページを参照

## 花と緑のまちづくりコンクール

花や緑による景観づくりへの取り組みを募集し、表彰します。対市内で花壇などの花と緑づくりを行う個人や団体・企業、学校など。応募者に記念品を進呈。申2月26日～5月1日。応募用紙は各区役所総務企画課・出張所、各市民センターなどで配布中。ネットも可。詳細は都市整備局公園管理課☎582・2464へ問を。

## 「初夏の芸能まつり」出演者を募集

6月21日(日)11～17時、戸畠市民会館(戸畠駅前、ウェルとばた3階)で、芸術文化活動を発表する個人かグループを募集します。定25組。料1枠5000円。申2月16日～3月17日にネットで。F871・7211も可(基本事項を記入)。募集案内は2月16日からウェルとばた2階などで配布。問ウェルとばた総合案内☎871・7200へ。

## 「ねんりんピック彩の国さいたま」北九州市代表選手を募集

11月7日(土)～10日(火)に埼玉県で開

催される「ねんりんピック」に出場します。種目は、卓球、テニス、ソフトテニス、ソフトボール、ゲートボール、ペタンク、ボウリング、ゴルフ、マラソン、弓道、剣道、水泳、グラウンド・ゴルフ、サッカー、なぎなた、太極拳、ダンススポーツ、マレットゴルフ、インディア力、サイクリング、軟式野球、スポーツウェルネス吹矢、スポーツチャンバラ、空手道、レクリエーションダンス、囲碁、将棋、俳句、健康マージャン。対昭和42年4月1日以前に生まれた人。選考あり。参加費の一部補助あり。申3月31日まで(種目によっては応募終了しているものもあり)。料や応募方法など詳細は保健福祉局長寿社会対策課☎582・2407へ問を。



## スポーツ

### 総合体育館の個人利用日

日程(一部利用できない時間帯あり)は、2月17日(火)～20日(金)・23日(祝)～27日(金)、3月1日(日)。料使用料が必要。利用可能な種目・時間は総合体育館(八幡東区八王寺町、☎652・4001)へ問を。

### 子どもトランポリン教室

3月25日(水)・26日(木)(全2回)、総合体育館(八幡東区八王寺町)で。10～11時30分の部と12時30分～14時の部あり。対小学生。定各部60人。料1300円。申往復はがき(1人だけ)に基づ本事項を書いて3月10日までに北九州市スポーツ協会(〒805-0011八幡東区八王寺町4-1、☎652・5007)へ。

### レクリエーション協会のスポーツ教室

①バドミントン健康教室 いずれも4～9月のおおむね毎週1回(全26～27回)。▶三萩野体育館(小倉北区三萩野三丁目)=火曜日10～12時の部と水曜日14～16時の部あり ▶曾根体

育館(小倉南区下曾根四丁目)=木曜日10～12時。①の共通定先着各会場各部20人。料1万8000円。

②パドルテニス教室 いずれも4～9月のおおむね毎週1回(全23～27回)。

▶城山体育館(八幡西区屋敷二丁目)=月曜日12～16時の部と18～21時の部あり ▶的場池体育館(八幡西区的場町)=水曜日18時30分～21時 ▶黒崎体育館(八幡西区藤田四丁目)=火曜日か金曜日の9～12時の部と木曜日12～16時の部あり ▶三萩野体育館(小倉北区三萩野三丁目)=土曜日12～14時。②の共通定先着各会場各部20人。料月額1000円～1500円。

③インディアカ健康教室 いずれも4～9月(若松体育館は8・9月)のおおむね毎週1回(全6～24回)。▶若松体育館(若松区古前一丁目)=月曜日18～21時 ▶第一警備スポーツセンター戸畠(戸畠区浅生二丁目)=火曜日18時30分～21時 ▶三萩野体育館(小倉北区三萩野三丁目)=水曜日18時30分～21時。③の共通定先着各会場30人。料月額800円～1000円。

共通申2月18日から(土・日曜日、祝日は除く)北九州市レクリエーション協会☎921・2801へ。

## 国民健康保険からのお知らせ

担保保健福祉局保険年金課☎582・2415

マイナ保険証を基本とする仕組みに移行したため、従来の保険証は発行されません。マイナ保険証で医療機関・薬局にて受け付けをしてください(マイナ保険証が利用できない医療機関などでは、市が交付した「資格情報のお知らせ」とセットで提示してください)。マイナ保険証の利用登録をしていない人は、市が交付した「資格確認書」で受け付けをしてください。

**加入する人** 勤務先の健康保険の加入者とその扶養家族として健康保険に加入している人、後期高齢者医療制度に加入している人、生活保護を受けている人などを除く全ての人。3ヶ月を超えて日本に滞在する外国人も含みます(滞在理由により対象外あり)。

### ■加入・脱退するとき

**加入手続きが必要になるのは**

- 勤務先の健康保険を脱退したとき
- 市外から転入したとき
- 出生したとき
- 生活保護を受けなくなったとき

など

**脱退手続きが必要になるのは**

- 勤務先の健康保険に加入了したとき
- 市外へ転出するとき
- 死亡したとき
- 生活保護を受けるようになったとき

など

いずれも、上記の事由が発生してから14日以内に、住所地の区役所国保年金課(転出・転入の場合は住所地の区役所市民課か出張所)へ届け出してください。

手続きが遅れた場合は、加入資格が発生した月までさかのぼって保険料を納めたり、その間にかかった医療費を全額自己負担したりするなど不利益が生じることがあります。

**給付内容** 医療費の一部を負担して、保険診療を受けることができます。負担割合は、年齢や所得に応じて2～3割です。

病院などの1ヶ月の支払い金額が自己負担限度額を超えたときは、申請により超えた分の金額が支給されることがあります(高額療養費制度)。入院や外来で医療費が高額になる場合は、事前に住所地の区役所国保年金課で限度額適用認定証の交付を受ければ、支払いが自己負担限度額までとなります。

オンライン資格確認システムが導入された医療機関(本人の同意の上、システムで適用区分を確認)や、マイナ保険証をお持ちの人は、限度額適用認定証の提示は不要です。

そのほか、出産育児一時金や葬祭費などの支給を受けることができます。

**保険料** 保険料は、世帯の人数や所得に応じて計算します。算定対象所得は給与所得、事業所得、公的年金などの雑所得、確定申告した株式などの譲渡所得(遺族年金、障害年金などの非課税所得は対象外)です。

毎年6月に、年間(4月～翌年3月)の保険料を各世帯にお知らせします。なお、年度途中で加入・脱退するときの保険料は、月割りで計算します。※特別徴収(年金天引き)は、65歳以上75歳未満の被保険者だけで構成される世帯のうち、一定の条件を満たす場合に對象となります。※令和8年度から、新たな国の仕組みとして「子ども・子育て支援金制度」が導入されます。これにより、従来の保険料に上乗せして支援金が徴収される予定です。制度の詳細については、こども家庭庁のホームページをご覧ください。

### ■保険料の軽減

世帯全員の所得が基準を下回るときは、保険料のうち平等割額(一世帯当たりの額)と均等割額(一人当たりの額)が軽減されます。軽減の判定は、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した人の人数や所得を含めて行います。また、解雇などにより失業した人のうち一定の条件に該当する人や出産したか出産する予定の人についても、届け出により保険料が軽減されます。

### ■保険料の督促状などが届き、納付でお困りの人へ

保険料の督促状や催告書が届いたなど保険料の納付相談は、「北九州市料金相談ナビダイヤル(☎0570・093・100)」にご連絡ください。

### 医療費などの還付金詐欺にご注意を

市役所や区役所などの公的機関の職員が電話をかけ、ATM(現金自動預払機)で医療費などの還付金の払い戻しの手続きを依頼することは絶対にありません。もし電話などでATMに行くよう指示されたら、まず家族や警察などにご相談ください。

問各区役所 国保年金課	門司区 ☎331・1832	八幡東区 ☎671・2859
	小倉北区 ☎582・3400	八幡西区 ☎642・1332
	小倉南区 ☎951・4119	戸畠区 ☎881・2391
	若松区 ☎761・5951	